



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 都市計画事業の認可（都市計画・モノレール課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 1

### 公 告

- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

### 正 誤

- 平成29年 4月 7日付け公報定期第4534号中訂正・3件…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成29年 4月18日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画広場事業
  - (2) 名称 宜1号門前広場
- 3 事業施行期間 平成29年 4月18日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 宜野湾市普天間一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし

### 沖縄県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖縄県告示第463号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成29年 4月18日

沖縄県知事職務代理者  
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・宜1号野嵩第一公園
- 3 事業施行期間 昭和63年 6月17日から平成34年 3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 昭和63年沖縄県告示第463号の事業地のうち、宜野湾市野嵩三丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

## 5 変更の内容 事業地の変更

---

## 公 告

---

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、うまんちゅユニオン沖縄執行委員長から争議行為を行う旨、平成29年4月7日次のとおり通知があった。

平成29年4月18日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

## 1 事件

- (1) 2016年4月からの賃金の2万円引き上げ
- (2) 賃金規程に基づいた2016年12月の冬季賞与10万円の支給

## 2 期間

- (1) 平成29年4月19日午前8時00分から午後5時00分まで
- (2) 平成29年4月26日午前8時00分から午後5時00分まで

## 3 場所 有限会社リサイクルセンター沖縄

## 4 概要 組合員6人によるストライキの実施

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年4月18日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

## 1 (1) 処分をした年月日 平成28年7月20日

- (2) 商号名 有限会社丸金開発
- (3) 代表者名 金城和好
- (4) 所在地 大宜味村字津波1404番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第10122号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

## 2 (1) 処分をした年月日 平成28年7月20日

- (2) 商号名 有限会社沖縄クリーン工業
- (3) 代表者名 前田勝也
- (4) 所在地 那覇市久茂地3丁目29番41号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第9441号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

## 3 (1) 処分をした年月日 平成28年7月20日

- (2) 商号名 沖縄トヨタ自動車株式会社
- (3) 代表者名 野原朝昌
- (4) 所在地 浦添市勢理客四丁目18番1号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第9813号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年7月20日
- (2) 商号名 株式会社共立アルミ
- (3) 代表者名 宇栄原敏夫
- (4) 所在地 読谷村字伊良皆686番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第3456号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年7月21日
- (2) 商号名 平良鉄筋工業
- (3) 代表者名 平良健治
- (4) 所在地 うるま市石川東恩納45番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第12164号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年7月21日
- (2) 商号名 城田設備
- (3) 代表者名 城田盛政
- (4) 所在地 南城市大里字古堅690番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12631号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年7月28日
- (2) 商号名 合資会社山内コンクリートブロック
- (3) 代表者名 安里享
- (4) 所在地 西原町字小那覇1184番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第4625号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年7月28日
- (2) 商号名 株式会社日興建設コンサルタント
- (3) 代表者名 砂川健治
- (4) 所在地 浦添市伊祖三丁目44番3号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10186号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年7月28日
- (2) 商号名 東興産業株式会社
- (3) 代表者名 豊里弘
- (4) 所在地 那覇市首里末吉町3丁目16番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第3008号、沖縄県知事 許可(般-24) 第3008号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月11日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年7月28日
- (2) 商号名 有限会社光大物産
- (3) 代表者名 當山浩
- (4) 所在地 読谷村字伊良皆434番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第11963号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 4月18日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 5・5・那5号首里城公園

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 昭和62年建設省告示第1816号、平成6年建設省告示第851号、平成7年建設省告示第1889号、平成10年建設省告示第443号、平成12年建設省告示第389号、平成14年沖縄総合事務局告示第1号、平成18年沖縄総合事務局告示第14号、平成20年沖縄総合事務局告示第21号、平成22年沖縄総合事務局告示第19号及び平成24年沖縄総合事務局告示第31号の事業地のうち那覇市首里大中町1丁目、首里真和志町1丁目及び首里当蔵町1丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 昭和62年建設省告示第1816号、平成6年建設省告示第851号、平成7年建設省告示第1889号、平成10年建設省告示第443号、平成12年建設省告示第389号、平成14年沖縄総合事務局告示第1号、平成18年沖縄総合事務局告示第14号、平成20年沖縄総合事務局告示第21号、平成22年沖縄総合事務局告示第19号及び平成24年沖縄総合事務局告示第31号の事業地のうち那覇市首里大中町1丁目地内において事業地を変更する。
- 5 事業施行期間 昭和62年10月23日から平成34年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 4月18日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年3月17日 沖縄県指令土第206号

2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋210番9

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋210番地9 比嘉智子、北中城村字安谷屋210番地9 比嘉礼子、北中城村字安谷屋210番地9 安次富歩美、北中城村字安谷屋210番地9 比嘉洋一郎

5 検査済証番号 平成29年4月6日 第4359号

6 工事完了年月日 平成29年3月28日

---

正 誤

---

平成29年4月7日付け公報定期第4534号掲載の「沖縄県職員採用試験の実施」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
10	上から21	52円	62円

平成29年4月7日付け公報定期第4534号掲載の「沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験の実施」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
16	下から18	52円	62円

平成29年4月7日付け公報定期第4534号掲載の「身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の実施」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
19	下から9	52円	62円

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---